

今回は、【改修工事に対する固定資産税の減額措置】のお話です。

【名取市税よもやまばなし・第14回】

タックス君：家を建ててから何十年も経つし、近年は大きな地震も多いから、家の耐震改修工事をしようと思うんだけど、改修工事にはお金もかかるし、何か固定資産税の減額措置とかないのかな？

税子さん：現行の耐震基準に適合した工事であることの証明がされた、昭和57年1月1日以前からある家の耐震改修工事で、工事に要した費用が50万円を超える改修工事だと、固定資産税の減額措置があるよ。

タックス君：そうなんだ。具体的にはどのくらい固定資産税が減額されるの？

税子さん：改修工事をした家の延べ床面積120㎡相当分までの固定資産税の税額が、改修工事が完了した年の翌年度分に限り2分の1に減額されるよ。

タックス君：そうなんだ。耐震改修工事以外にも、家の改修工事を行ったときに固定資産税の減額措置はないの？

税子さん：熱損失防止改修(省エネ改修)やバリアフリー改修等の改修工事も固定資産税の減額措置の対象になるよ。ただし、改修工事の時期や内容などによって受けられる減額の措置が異なってくるから、改修工事をした際は、一度固定資産税係に減額が受けられるか聞いてみるといいよ。

タックス君：教えてくれてありがとう。新しく家を建てたとき以外にも固定資産税の減額措置を受けることができるんだね。改修工事したら固定資産税係に減額が受けられるか聞いてみるね。

固定資産税についてよくある質問

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1522.html>

問 名取市総務部税務課固定資産税係

電話 022-724-7112